

藻岩南小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

札幌市立藻岩南小学校は、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、子どもが楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「藻岩南小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

いじめとは

いじめは、どの子どもにも起こりうる

いじめは人権侵害である

回数や期間ではなく、子どもがどう感じているかが問題である

いじめはその行為によっては刑罰法規に触れることもある

いじめの問題は、学校・家庭・地域が一体となつてとりくむべきものである

いじめの問題「未然防止・早期発見・早期対応」に対する藻岩南の教職員8の基本姿勢

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。【「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年文部科学大臣決定より(最終改定29年3月14日)】

具体的ないじめには以下のようなものがあげられます。なお、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことを大切にします。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられ、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌な事や恥ずかしい事、危険な事をされたりさせられたりする
- ネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌な事をされる、等

本校教職員は、「いじめ」を受けた、あるいは訴えてきた子どもの立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、真摯に受け止め、決して、いじめられる側にも問題があるという視点に立たず、まず子どもを守る立場に立ち、事実関係を確かめ、次の8の基本姿勢をもって対応にあたります。

- ① 「いじめは決して許さない」姿勢を様々な機会に伝える
- ② 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る
- ③ 子ども一人一人が、自分の居場所を感じられるような学校づくりに努め、教職員との信頼関係を深める
- ④ 子どもが自らの成長を感じられるような「わかる・できる・楽しい」授業づくりに努める
- ⑤ 子ども心の動きに気づく感性を磨くように努める
- ⑥ 子どもや保護者の話を親身になって聞く姿勢を大切にする
- ⑦ 問題への理解を深め、人権感覚を磨くように努める
- ⑧ 教職員が一つのチームになって、取り組む

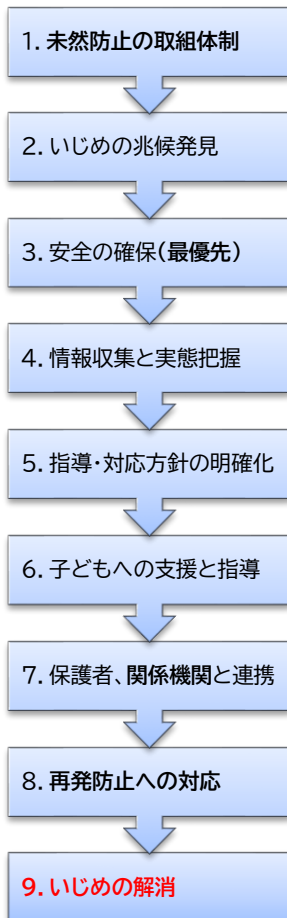
いじめの問題に対応する組織「いじめ防止対策委員会」

本校は、いじめの問題に組織的に対応するために、校長、教頭、教務主任、学級担任、養護教諭、SC、SSW、その他関係教職員で組織する「いじめ防止対策委員会」を設置します。また、速やかな対応を必要とする場合、出席可能な構成員で開催することがあります。

藻岩南小学校 いじめ防止基本方針

- 本校における、いじめ防止等の取組に関する対策や子どもと保護者へのいじめ防止啓発に関する対策を行います。
- 本組織の責任者は校長であり、全ての取組は校長の監督下で行います。
- いじめが疑われる相談や情報があった場合、情報の迅速な共有と事実関係の把握を行い、指導や支援体制、対応方針を決定、関係する保護者と連携を図りながら対応します。
- いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐため、「シャボテン」を活用しながら情報を集約し、共有化を図ります。
- いじめの問題に関する教職員の理解と実践力を高めるための研修を企画・実施します。
- いじめの未然防止に向け「シャボテン」を活用するなど、教育プログラムの選定を行います。
- 問題に係る取組の検証・改善を進め PDCAサイクルを確立します。
- 学校独自のアンケート調査は、学期毎に全3回実施します。
※2 学期は、悩みいじめに関するアンケート
- 進級、転出、進学時、必要に応じた内容の情報を引き継ぎます。

いじめ対応フローチャート



【いじめ対策会議】

- ・月1回定例会議及びいじめに係るアンケート実施後の会議を開催します。
- ・いじめの認知や解消の件数及び個別の対応状況を確認します。
- ・アンケート結果や面談等の内容について検討します。
- ・会議録を作成し、校長の決済を得ます。また、個別の対応状況については、別に記載します。
- ・校長不在の場合、教頭が会議を主催、校長の決済を受けます。

いじめの兆候(インターネット上含)を発見した時は、早期に情報共有し、次のような流れで組織的に対応します。また、緊急性が高いと判断した事案や重大事態に繋がることが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告、連携して対応に当たります。なお、対応状況については各々記録、保管します。

- ① いじめられた子どもの安全確保
- ② 見守り体制(休み時間、登下校等)の確認
- ③ 関係する子ども、担任等から聴取、記録
- ④ 情報共有(いつ、どこで、誰が、何を、どのように)
- ⑤ 指導・対応方針決定
- ⑥ 関係機関と連携(犯罪行為相当の場合、市教委連携、警察相談)
- ⑦ 全教職員の共通理解(特定の教職員が抱え込むことは×)
- ⑧ いじめられた子どもへの支援
- ⑨ いじめた子どもへの指導(内面に抱えるストレスなど受け止め)
- ⑩ 学級・学年・全校への指導(状況に応じて)
- ⑪ 関係する保護者へ協力を求め、対応
- ⑫ 心のケア(関係機関、SC等の活用)
- ⑬ いじめられた子ども及び保護者に随時、適切な方法で情報提供
- ⑭ 再発防止に向けて対応検討
- ⑮ いじめの解消

藻岩南小学校 いじめ防止基本方針

解消の判断は、事案対処後3か月目途、いじめられた子ども及び保護者との面談等による確認の経過を踏まえ、組織として確認

藻岩南小学校の特徴を踏まえ、子ども理解を計画的に

子どもたちは一人一人の長所、短所やパーソナリティを6年間という長期間の学校生活の中で理解し合い、互いを思いやりながら学び合っていかなければなりません。

自分の気持ちをうまく表現できず友達に伝えられなくて困っている子どももいます。また、そのような友達の気持ちを敏感に感じるのが難しい子どももいます。しかし、長い集団生活を通して、友達の気持ちに思いやりをもって受け止め、互いに認め合いながら高め合う姿勢をもつことができる子どもが育ってきています。

「藻岩南小学校8の実践」への位置づけ

本校では、「藻岩南小学校8の実践」の中で、豊かな心の育成に係る内容として以下の三つを掲げている。

- ・繋がりを大切に、思いやりの心をもった子ども
- ・挨拶が進んでしっかりできる子ども
- ・友達と、仲良く力を合わせて頑張る子ども

各教科の学習活動、総合的な学習の時間、道徳、行事、異学年交流などを通して、他者との関わりの中で自らが高まることを実感させます。

単級の学校の特徴

本校の教職員は、子どもたちの心の動きを敏感にとらえ、共感する姿勢をもちながら、耳を傾け、悩みや困りに対応します。

さらに、「子どもたち自らが、人間関係を考え、友達を大切にする学級や学年集団を作っていくこと」の大切さを伝えていきます。そのために、正しいことと正しくないことをしっかり考える場を通して、「友達が困っている時は、みんなで助ける心」を育てます。

また、日常の子どもの様子を把握することに加え、「学習アンケート」や「悩みやいじめに関するアンケート」等を実施し、それらの結果をチームで詳細に分析することによって、よりきめ細かな子ども理解を進めます。

子ども理解の年間計画

これらの取組を家庭、地域への発信・連携等も含め、「子ども理解の年間計画」に位置付けて確実に実施します。

なお、この「藻岩南小学校いじめ防止基本方針」は、PDCAサイクルに基づいて、年度末毎に点検・評価を行い、見直してまいります。

※R8年3月更新